

# J R 四国労組ニュース

2024年3月15日 (No.23/1) 発行責任者/大谷 清 編集責任者/和田 庄平

## 2024 春季生活闘争妥結

① 「定期昇給実施」とともに

② 昨年に引き続き賃金改善を実現！

ベース  
アップ **3,000 円！！**

③ 初任給（基本給）改善！

・5年目の社員まで、基本給を改善（**最大5号俸**）

④ エキスパート組合員基本賃金改善

・保証給を「**3,000 円**」引き上げ

⑤ 準組合員の基本賃金改善！

・パートナー社員：一律『**1,600 円**』 ・サポーター社員：一律『**10 円**』

⑥ 契約社員（サポーター社員・駅及び

ワープ支店勤務者等）の基本賃金改善！

・現状の特 A～C ランクを廃止し、**S ランクに統一**

⑦ 寮費（借り上げ含む）の見直し！

・物件に応じて **3,000 円～5,000 円**程度引き下げ

⑧ **カムバック制度**の創設

①・②  
社員平均  
**7,655 円**  
引き上げ

③ '24 年度入社社員  
**5,700～4,300 円**  
引き上げ

③ '23～'20 年度  
入社社員  
**4,900～900 円**  
引き上げ

⑤・⑥ 駅勤務者等は  
時給 **1,000 円**に

◆ コロナ禍の克服とこの間の労苦に報いる一時金として、

# 15 万円 支給!

・組合員、エキスパート組合員：15万円

・準組合員（パートナー社員・サポーター社員）：5万円

# J R 四国労組ニュース

2024年3月15日（No.23/2）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

J R四国労組は本日、3回目となる「2024春季生活闘争」についての団体交渉を行った。

今春闘では経済・社会のステージ転換として「未来づくり春闘」を展開し、喫緊の課題である離職に歯止めをかけ、人財の確保・定着を図るべく、各職場で奮闘する組合員の働きに相応しい水準への賃金引き上げを求めた。コロナ禍における社会変容や物価高騰等により、会社を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあるものの、収入水準は回復傾向にあるなど、今後も「J R四国としての社会的使命を果たし続けていくためには『継続的な人財への投資』が必要不可欠であり、会社として決断を求める」として粘り強く交渉を展開。

「定期昇給実施」に加え賃金改善としてペア「3,000円」を勝ち取ったほか、初任給・若年組合員の賃金改善などを果たした。

また、この3年半に渡る「コロナ禍における組合員の奮闘への感謝」として、組合員・エキスパート組合員に15万円、準組合員（パートナー社員・サポーター社員）に5万円、それぞれ一時金の支給を勝ち取った。

## 【申第11号「2024年4月1日以降の賃金引き上げ」について】

### 回 答 書

2024年3月15日  
J R 四 国

2024年度の新賃金については、長期的な会社業績の見通し及び人件費への影響と、人材の確保・定着の双方を考慮しながら慎重に検討を重ねました。

現在の当社を取り巻く経営環境については、人口減少や少子化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の再拡大リスクの継続、2023年度第3四半期においても鉄道運輸収入が未だコロナ禍前の9割程度であることから、今後も不透明な状況が続くことが想定されます。

しかし当社はこうした状況においても、四国を支える基幹的公共輸送機関として、お客様の移動を絶え間なく支え続ける社会的使命があります。この使命を将来にわたって果たしていくためには、安定的な人材の確保・定着、そして従業員が生き生きと働ける職場づくりが極めて重要であり、2024年度は、中期経営計画2025の目標達成に向けた「正念場」の年として、次の飛躍に繋げる年にするため、労使がより一層力を合わせて諸課題に取り組んでいかなければなりません。

約3年半に及んだコロナ禍においても、従業員一人ひとりが強い責任感の下、日々絶えることなく安全・安定輸送の確保や業務運営の継続に努めた点や、貴組合の諸施策に対する協力などを最大限考慮するとともに、今後も労使一丸となって山積する経営課題の解決に全力を傾注していくことを強く期待して、下記のとおりのお返答とします。

### 記

#### 1 社員の基本給

##### (1) 賃金改善（ベースアップ）

基本給表に定める金額を一律3,000円引き上げる。

##### (2) 定期昇給

# J R 四国労組ニュース

2024年3月15日（No.23/3）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

2024年4月1日現在、満55歳未満の社員について、定期昇給を実施し、所定昇給号俸は次表のとおりとする。

	同一等級在級年数		
	0～4年	5～8年	9年～
昇給実施日現在の年齢が49歳以下	4号俸	3号俸	2号俸
昇給実施日現在の年齢が50歳以上54歳以下	3号俸	2号俸	

## 2 エキスパート社員の基本賃金

保障給を3,000円引き上げる。

## 3 契約社員（パートナー社員）の契約基本賃金

契約基本賃金表に定める金額を一律1,600円引き上げる。

## 4 契約社員（サポーター社員）の契約基本賃金

契約基本賃金について、一律10円引き上げる。なお、駅勤務者等の基本賃金が適用されている者については、エリアごとに定められている区分（Sランク・特Aランク・Aランク・Bランク・Cランク）を統一し、Sランクの額を適用する。

## 5 初任給の引上げ（詳細は別紙1のとおり）

## 6 精算時期

新賃金の精算時期は、2024年6月の賃金支払日とする。

## 7 実施順序

2024年4月1日の社員の昇給等の実施順序については、次のとおりとする。なお、2024年4月及び5月分の賃金は、(1)及び(2)実施後の基本給により支払う。

- (1) 第5項に定める経過措置の整理
- (2) 2024年4月1日付の等級の異動の整理
- (3) 2024年4月1日の昇給の整理
- (4) 年齢別による保障基本給の整理（4月1日）
- (5) 新基本給への移行（4月1日）

以上

## 【申第12号「労働時間の短縮及び制度改善」について】

### 【組合員】〔賃金・諸手当関係〕

17 採用競争力の強化に向け、初任給を働きの価値に見合った魅力ある水準へ引き上げられたい。

⇒ 申第11号回答書にて回答

30 住宅補助金（持家・賃貸）を増額するとともに、会社寮に入居できず借り上げ住戸に入居する者や単身赴任者に対する支援措置を拡充されたい。

⇒ 寮費の見直しを実施します。なお、2024年4月分の寮費から適用します。

# J R 四国労組ニュース

2024年3月15日（No.23/4）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

【準組合員】〔賃金・諸手当関係〕

5 その他、勤務・賃金等は組合員要求に準じて改善を図りたい。

⇒ 申第11号回答書にて回答

## 【申第13号「コロナ禍の克服とこの間の労苦に報いる『一時金』の要求」について】

### 回 答 書

2024年3月15日  
J R 四 国

約3年半に及ぶコロナ禍は、人々の移動に大きな制限をもたらし、社会の生活様式そのものを大きく変容させました。当社においても旅客数が激減し、それに伴い収入も大幅に低下するなど、会社発足以来最大の危機的な状況が続きました。

しかし、こうした過去に前例のない状況下にも置かれた中でも、当社は絶えることなく四国における基幹的公共輸送機関としての使命を果たし、お客様への影響を最小限に抑えてきました。これは従業員一人ひとりの努力と職責を超えた協力の結果と認識しています。

現在、旅客数の回復の兆しは見えるものの、新型コロナウイルス感染症はまだ完全には終息していません。再拡大のリスクが残る中で、当社を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少など、依然として不安定な状況が続いています。

このような状況ではありますが、当社は中期経営計画2025の目標達成及び2031年度の経営自立に向け、着実に前に進む必要があります。そのためには、経営改善の取組みを今以上に加速させ、成長の種をさらに増やし育てていくとともに、「生き生きと働ける職場環境づくり」の実現を目指し、労使一体となって山積する課題に積極的に取り組んでいかなければなりません。

これまでのコロナ禍における従業員の奮闘に感謝するとともに、今後のさらなる努力と貴組合の引き続きの協力を期待し、下記のとおり回答します。

### 記

2024年3月1日現在在籍する社員、エキスパート社員及び契約社員に対し、以下の額を支払う。

- 1 社員及びエキスパート社員について、一人あたり150,000円を支払う。
- 2 契約社員について、一人あたり50,000円を支払う。
- 3 支払日は、3月29日以降準備でき次第とする。

以 上

### <主な交渉内容>

会 社：人材の確保が大きなテーマとなる中、ベースアップについては、長期人件費への影響と現在の会社の経営体力等に鑑み、会社として精一杯の回答を行うとともに、離職の多い世代等に対しては、初任給・寮費などの処遇の改善を

# J R 四国労組ニュース

2024年3月15日（No.23/5）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

行った。一時金については、初めて貴側から要求を受けた中、慎重に検討を進めたが、このコロナ禍の3年半奮闘いただいた点、これからも引き続きの協力を期待する観点から、今回の回答となった。

また、中堅層の離職が増加しており、何らかの施策を実施する必要がある点については認識しており、今回改善に至らなかった項目は、引き続き検討を進め、秋の労働協約改定交渉等で協議したい。人材の確保にあたっては、昨春闘から続く連続性が必要となる認識をもっており、引き続きしっかりと取り組んでいく。

## [寮費の支援について]

組 合：寮費の見直しはどのように行うのか。

会 社：会社で保有する自社寮については、3千円の減額を行い、借上げ寮については、5千円の減額を行う。これに伴い、現行の借上げ寮を利用する若年社員に実施している特例措置は廃止する。4月以降適用を行うため、翌月の給与控除より反映される。なお、寮の入居は35歳以下の社員、単身赴任者を対象に原則異動の際に限定しており、一般賃貸等に入居している者は、途中での入居を認めていないが、今回のみの特例として、自社寮において空室がある場合に限り、異動を伴わない場合でも入居を許可する。特例の取扱いについては、期間を定め、別途案内する。

## [採用について]

組 合：初任給表の改定の経過措置について、なぜ経験者採用により採用された者及び年齢別保障基本給適用者が含まれないのか。

会 社：経験者採用により採用された者については、採用時の本人のキャリア等を踏まえ採用給を決定しており、今回の対象とはしない。年齢別保障基本給適用者については、今回の経過措置を上回る保障基本給が適用されるため、再度の適用は行わないが、仮に保証基本給が経過措置を下回る水準となる場合は、何らかの措置を講じる予定である。

組 合：駅等の契約社員について、エリア区分が今回統一されたが、その考え方等を明らかにされたい。

会 社：駅等の契約社員において、駅の規模に応じて業務が異なるが、それぞれ一定水準の水準を求められている。一方、業務量は職務加給で調整されている。従前の基本給は、地場賃金を意識した金額となっていたが、採用競争力の確保の観点から、最上位の区分へ統一することとし、あわせてあらゆる告知方法を駆使して、採用強化を行う。

# J R 四国労組ニュース

2024年3月15日（No.23／6終）発行責任者／大谷 清 編集責任者／和田 庄平

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、

- ◆ 今年度決算は黒字が見込まれるものの、コロナ禍による社会変容等により収入水準が戻りきらず、物価高騰等の影響を受け続けるという経営環境は、引き続き非常に厳しい状況が続くということが想定されていること。
- ◆ 一方で要員状況が厳しい中、組合員は一本の列車の運休を出すこともなく、日々の公共交通を守るべく各職場で奮闘した。
- ◆ あわせて、要員不足を解消すべく、採用競争力の維持・確保に資する改善が図られた。また、中堅層の現状も会社にしっかりと訴えた上で、今後の労働協約改定交渉等において、働き方の改善などの必要性を認識させた。
- ◆ 結果として、昨年に引き続き2年連続で賃金改善を勝ち取ることができた。エキスパート組合員についても同額の保障給の引き上げが図られたほか、準組合員についても、月給・時給それぞれで一律引き上げが図られた。
- ◆ また、3年半に亘るコロナ禍を乗り越えてきた組合員の奮闘への感謝及び今後のさらなる努力・協力を期し、一時金の支給が図られた。

などを議論し、今回の回答については現時点での会社の精一杯の回答であると判断した。引き続き人財の確保に向けて、昨春闘から始まる賃金改善の流れを、今後の期末手当交渉や、総合労働協約改訂等交渉における働き方・諸手当の改善に「連続性」を持って波及させていく必要がある、『ユニオンビジョン2023』を中心に全組合員一丸となってJR四国労組運動を展開していくことを確認した上で、「賃金制度の一部改正について（JR四国ニュース No. 21 参照）」とあわせて本日15時に妥結した。

以上

## 初任給の一部改正について

2024年3月

J R 四 国

## 1 改正内容

(1) 学校卒業者の初任給について5号俸引き上げ、次のとおり改める。

## ア 初任給表 1

学 校 別	適用基本給表	号 俸
大学、高等専門学校（修業年限2年以上の専攻科に限る。）	一般社員（2）基本給表	<u>25号俸</u>
短期大学、高等専門学校、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）	一般社員（1）基本給表	<u>27号俸</u>
高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校（修業年限3年以上の高等課程に限る。）	一般社員（1）基本給表	<u>19号俸</u>
学校別は、学校教育法（昭和22年（1947年）法律第26号）に定められたものによるほか、別表第4の2に掲げるとおりとする。		

## イ 初任給表 2

学 校 別	適用基本給表	号 俸
大学（大学院に限る。）	一般社員（3）基本給表	<u>39号俸</u>
大学、高等専門学校（修業年限2年以上の専攻科に限る。）	一般社員（3）基本給表	<u>31号俸</u>
高等専門学校	一般社員（2）基本給表	<u>25号俸</u>
学校別は、学校教育法（昭和22年（1947年）法律第26号）に定められたものによるほか、別表第4の2に掲げるとおりとする。		

(2) 医療機関に採用された者の初任給についてそれぞれ5号俸引き上げる。

(3) 列車乗務員として雇用する契約社員の社員採用時の初任給について5号俸引き上げ、次のとおり改める。

適用基本給表	号俸
一般社員（1）基本給表	<u>25号俸</u>

## 2 経過措置

2020 年度～2023 年度入社社員について、勤続年数に応じて以下の号俸引き上げる。ただし、経験者採用により採用された者及び年齢別による保障基本給が適用されている者を除く。

勤続年数	1 年を超え 2 年まで	2 年を超え 3 年まで	3 年を超え 4 年まで	4 年を超え 5 年まで
号俸	4 号俸	3 号俸	2 号俸	1 号俸

## 3 実施時期

2024 年 4 月 1 日から実施する。

## 【参考資料】

# 2024年度の新賃金等について

## 1 社員の基本給

**全社員平均 賃上げ額及び率 7,655 円、3.1% (※1)**

(内訳)

- (1) 賃金改善 (ベースアップ)
  - ・ 賃上げ額及び率 3,000 円、1.2%
- (2) 定期昇給
  - ・ 賃上げ額及び率 4,655 円、1.9%

## 2 初任給の引上げ (※2)

- (1) 2024年度入社社員  
5号俸引上げ
  - ・ **引上げ額及び率 5,700 円~4,300 円、3.2%~3.0%**
- (2) 2023年度~2020年度入社社員の経過措置  
4~1号俸引上げ
  - ・ **引上げ額及び率 4,900 円~900 円、2.5%~0.6%**

## 3 一時金

**1人あたり150,000円**

一時金を月額換算 (2023年度賞与年間実績4.04ヶ月 (ライフプラン支援金込) を含む16.04ヶ月で除した額) した場合

⇒ **全社員平均 月額9,352円、賃上げ率3.8%相当**となる。(※3)

以上により、

- ◎ 2024年度の新賃金等については、  
全社員平均 (※1 + ※3)  
**賃上げ額等及び率 17,007 円、6.9%**
- ◎ 特に若年層 (入社5年目まで) の2024年度の新賃金等については、  
対象社員平均 (※1 + ※2 + ※3)  
**賃上げ額等及び率 21,952~16,652 円、13.2%~8.7%**

(定期昇給、経過措置は入社年度に応じて個別に算定)